

令和3年度第5回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年8月10日（火）午後1時33分 から 午後3時26分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員

		1番	水越	修一
		12番	赤城	美子

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 28 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 29 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 30 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 31 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 32 号 買受適格証明願（3条）について
- 議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 35 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画案の意見聴取について
- 議案第 36 号 令和4年度国・県農業施策に対する要望報告書について

4、報告

- 報告第 19 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 20 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	田所 秀一
農地調整課長	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	倉持 寿和
農地調整課庶務調整グループ主事	信田 啓太

7、会議の概要

議 長

只今より、令和3年度第5回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、1番 水越委員、12番 赤城委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、13番 齊藤一弥委員と14番 宮崎委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第28号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号2番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号2番は、14番議席 宮崎委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時35分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第28号、農地法第3条の規定による許可について、令和3年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：2番、譲受人：筑西市藤ヶ谷、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：藤ヶ谷字西田、台帳地目：田、現況地目：田、面積：1,084㎡、外2筆、合計3筆、合計面積4,039㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：2,462a、従農者数：1（1）、譲渡人の経営面積：150a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号2番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島和子
委 員

3番、栗島です。

2番についてご報告いたします。先月の29日に書類審査を行いました。受人の方は、地元でも大きく経営をされている方です。県の農林振興公社からの売買で、問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 28 号、受付番号 2 番を採決いたします。

議案第 28 号、受付番号 2 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 28 号、受付番号 2 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、14 番議席 宮崎委員の除斥を解きます。

午後 1 時 38 分 解除

つづいて、議案第 28 号、受付番号 3 番から 22 番及び、24 番から 29 番、並びに 31 番について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

1 番は保留となります。

3 番、筑西市中上野、日立市十王町伊師、中上野字屋敷下、畑、畑、106 m²、外 1 筆、小計 2 筆、小計面積 930 m²、贈与、0 a、3 (2)、14 a。譲渡人がもう一人おります。日立市十王町伊師、赤浜字社廻り、畑、畑、1,145 m²、外 4 筆、小計 5 筆、小計面積 4,441 m²、合計 7 筆、合計面積 5,371 m²、使用貸借、0 a、3 (2)、14 a。

4 番、筑西市稲荷、筑西市西保末、稲荷字陣屋、田、畑、401 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 2,314 m²、売買、514 a、2 (2)、22 a。

5 番、筑西市下高田、常総市中妻町、下高田字桧宮、畑、畑、300 m²、売買、415 a、5 (1)、3 a。

6 番、筑西市中館、筑西市中館、中館字中田、田、田、5,338 m²、売買、1,269 a、7 (1)、17 a。

7 番、筑西市木戸、筑西市木戸、木戸字宮本、畑、畑、864 m²、外 10 筆、合計 11 筆、合計面積 18,974 m²、贈与、同一世帯、3 (2)、200 a。

8 番、筑西市内淀、筑西市内淀、内淀字塔之内、田、田、208 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 4,665 m²、贈与、同一世帯、4 (1)、48 a、10 月 1 日始期利

用権と同時許可となります。

9番、筑西市木戸、筑西市木戸、木戸字宮本、山林、畑、809 m²、売買、389 a、2 (2)、72 a。

10番、筑西市東石田、筑西市東石田、東石田字舟熊、田、田、2,105 m²、売買、89 a、3 (2)、59 a。

11番、筑西市中館、水戸市上国井町、中館字根田、田、田、6,599 m²、売買、1,269 a、7 (3)、150 a。

12番、筑西市外塚、筑西市飯島、飯島字子取川、田、田、1,596 m²、売買、915 a、1 (1)、180 a。

次のページをお願いします。

13番、筑西市関本中、筑西市船玉、船玉字川端、畑、畑、2,043 m²、外3筆、小計4筆、小計面積4,991 m²、賃貸借、4 a、4 (1)、207 a。譲渡人がもうひとりおります。筑西市上野、関本中葎ヶ堤、畑、畑、433 m²、合計5筆、合計面積5,424 m²、売買、4 a、4 (1)、20 a。

14番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾参番耕地、畑、畑、696 m²、売買、177 a、4 (1)、249 a。

15番、桜川市真壁町源法寺、桜川市真壁町源法寺、宮後字向田、田、田、3,968 m²、贈与、211 a、4 (4)、40 a。

16番、下妻市江、愛媛県東温市井内甲、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、982 m²、外4筆、合計5筆、合計面積5,466 m²、売買、63 a、3 (1)、55 a。

17番、下妻市江、群馬県高崎市堰代町、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、988 m²、外6筆、合計7筆、合計面積6,992 m²、売買、63 a、3 (1)、70 a。

番号18から24まで同一の譲受人となります。

18番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字次郎丸、畑、畑、945 m²の内932.25 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1388.45 m²、使用貸借、0 a、1 (1)、105 a。

19番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字薄内、田、田、2,152 m²の内2134.45 m²、使用貸借、0 a、1 (1)、105 a。

20番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、1,969 m²の内1951.45 m²、使用貸借、0 a、1 (1)、37 a。

21番、筑西市小栗、栃木県宇都宮市宝木町1丁目、小栗字出口、畑、畑、1,090 m²の内1076.45 m²、使用貸借、0 a、1 (1)、26 a。譲渡人がもうひとりおります。筑西市小栗、小栗字出口、畑、畑、261 m²の内258.60 m²、合計2筆、合計面積1335.05 m²、使用貸借、0 a、1 (1)、10 a。

22番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字堀込、畑、畑、1,334 m²の内1316.45 m²、使用貸借、0 a、1 (1)、20 a。

23番は保留となります。

24番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、805 m²の内787.45 m²、使用貸借、0 a、1 (1)、12 a。

次のページをお願いします。

番号25から31まで同一の譲受人となります。また、同番号案件は農地上部の営農型太陽光発電施設設置に伴う権利設定であるため、受人の経営状況は不

問となります。

25 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字次郎丸、畑、畑、945 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,406 m²、地上権設定。

26 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字薄内、田、田、2,152 m²、地上権設定。

27 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、1,969 m²、地上権設定。

28 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、栃木県宇都宮市宝木町 1 丁目、小栗字出口、畑、畑、1,090 m²、地上権設定。譲渡人がもうひとりおります。筑西市小栗、小栗字出口、畑、畑、261 m²、合計 2 筆、合計面積 1,351 m²、地上権設定。

29 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字堀込、畑、畑、1,334 m²、地上権設定。

30 番は保留となります。

31 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、805 m²、地上権設定。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 3 番よりお願いします。

小野田
勝男
委 員

22 番、小野田です。

3 番、8 番、10 番、15 番とありますので、一括してご報告させていただきます。30 日にですね、明野地区の申請案件の書類を審査いたしまして、書類の不備のなかったことをご報告いたします。それでは 3 番の案件についてですが、渡人さんは、甥御さんになる方でありまして、日立市の方に在住しているので耕作ができないということで、叔母さんに贈与並びに使用貸借でお願いしたとのことでした。更なる皆様のご審議をよろしくお願いたします。次に 8 番の案件ですが、親子間の贈与でございまして、何ら問題ないということで許可相当と我々明野地区の委員は思った次第でございまして。続きまして 10 番ですが、受人さんは大規模農家でございまして、渡人さんは縮小したいというようなことで、買っていただくことになったそうです。次に 15 番ですが、親子間の贈与であり許可相当であると判断いたしました。更なる皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長

4 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

4 番と 13 番を報告させていただきます。順を追って 4 番から報告させていただきます。書類審査をしまして、双方に確認をしましてまいりました。譲受人と譲渡人の取引は、以前にもあったんですね。それで、以前にあった土地の隣接した土地が今回の申請地です。譲渡人の方から譲受人の方に買ってもらえないですかという話かけから、今回の申請になりました。問題ないと調査してきま

したのでよろしく申し上げます。次に13番ですが、譲受人は今年ちょうど会社を定年退職しまして、今後の人生というか生活を農業に携わってみたいということでした。譲渡人が2人いるのですが、下の売買の申請地の方は、家庭菜園のように以前から作っているようなんですけれども、上の申請地が賃貸借になるのですが、この賃貸借の譲渡人と譲受人は友達関係にあって、譲渡人は大規模経営で野菜を作っており、農業をやりたいということでしたら、土地の賃貸借や農業の指導を手助けしようということで、今回の申請に至ったようです。話を聞いた限りでは、問題はないと思われまます。以上です。皆様の更なるご審議をよろしく申し上げます。

議長 5番をお願いします。

柴保 2番、柴です。

委員 5番についてご報告いたします。先月29日に書類審査、後日、両方の方に電話で確認をいたしました。受人の方は、長い間この土地を耕作しておりまして、渡人の家族の方に聞きましたところ、農業はもう無理だということで話し合いまして農地の売買に至ったということでございます。更なる皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 6番をお願いします。

永井尚子 19番、永井が報告させていただきます。

委員 6番と11番をご報告させていただきます。まず6番ですが、7月29日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。後日、電話で連絡確認したところ、譲受人が以前から譲渡人の田んぼを作っているという関係で、今回の申請に至ったそうです。次に11番ですが、確認をいたしましたところ、間違いはないということございました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 7番をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委員 7番と9番を報告します。書類審査をいたしまして、後日、電話で確認をいたしました。7番は、親から子への贈与でございます。9番は、譲渡人から譲受人に土地を買っていただけないかという打診がありまして、売買になったそうです。2件の案件とも許可相当と思われまますが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 12番をお願いします。

宮山繁治 17番、宮山です。

委員 3条12番のご報告をさせていただきます。7月29日に書類確認をしまして、

後日、本人確認をしております。買受人、譲渡人共に確認をとりまして、前回4月にこの会社の事務所の設置の件ですね、農業委員会で承諾しておりますが、その隣の田んぼをですね、今回買い受けるというようなことで、報告を受けております。許可相当と思われませんが、更なるご審議をお願い申し上げます。以上です。

議長 14番をお願いします。

蓮沼俊男 16番、蓮沼が報告いたします。

委員

書類審査後、受人渡人双方に、電話で確認いたしました。今回の事案は、受人が新しい作物を挑戦したいということで畑を探していたところ、同じ地域に住む渡人の方に売買を申込み、今回成立したということでありました。許可相当と思われませんが、更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長 16番をお願いします。

栗島和子 3番、栗島です。

委員

16番と17番をご報告いたします。先月の29日に書類審査を行いました。その後、受人渡人に電話で確認いたしました。受人の方は、野菜作りを始めたく、農地を探していたとのことでした。渡人の方は、遠方で管理が難しいため、今回の売買の申請に至ったそうです。問題ないと思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 19番をお願いします。

秋山員宏 10番、秋山がご報告いたします。

委員

19番から22番及び24番、25番から29番及び31番をご報告いたします。まず19番から24番は、受人が同じです。7月30日に書類確認及び現地調査を行いまして、後日受人に電話で確認をいたしました。営農型の太陽光発電の下での原木しいたけを栽培するということでもあります。まず18番の渡人の方ですが、すみません、18番、19番同じなので、同一とします。数年前までは、耕作してもらっていた土地なのですが、2年前に耕作していた土地を耕作していた人から返されてしまいまして、現在は雑草だらけの土地ということで、受人の方からお話があって承諾をしたということです。20番の渡人の方もやはり、耕作していない土地であり、1年に数度、草刈りをしているだけの土地で、受人の方から話がありまして、そういうことでしたらということです。21番は、相続した農地であり、やはり全然耕作しておらず、知人に草刈りを頼んでいただけの土地ということです。受人から話がありまして、そういうことでしたらぜひお願いしますということでした。また22番の件ですが、やはり耕作をしておらず、1年に1度、知人に草刈りを頼んでいただけの土地ということで、受人からお話があって、協力するということでした。また24番ですが、渡人は、やは

り相続した土地で、1度も耕作はしていないそうです。今回お話があつて、そういうことでしたら快くお貸ししますということでした。続きまして25番から29番及び31番ですが、受人に電話で確認をしましたところ、営農型発電施設に対しての地上権の設定ということです。やはり渡人全員に確認をしましたところ、それで間違いないということでありました。24番から29番の6件と25番から31番の6件は、許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議の程をよろしく願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。18番ですが、私の方で進行が抜けてしまいました
が、報告していただきありがとうございます。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら願ひします。

高島敏男
委 員 31番の報告は。

議 長 31番の報告は先程ありましたね。同じような報告で間違い易いので。

高島敏男
委 員 はい、分かりました。

議 長 はい、終わっていますので。
他、何かご質疑がありましたらよろしく願ひします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた
します。

議案第28号、受付番号3番から22番及び、24番から29番、並びに31番を
採決いたします。

議案第28号、受付番号3番から22番及び、24番から29番、並びに31番を
原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員。よつて議案第28号、受付番号3番から22番及び、24番から29
番、並びに31番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第29号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたし
ます。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第 29 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 3 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番は保留になります。

番号: 2 番、申請人:筑西市倉持、申請土地の表示:倉持字前畑、台帳地目:畑、現況地目:宅地、面積:812 m²、転用目的:農家住宅。

申請地は、県道つくば真岡線の東側約 354m、県道筑西つくば線の南西側約 913mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、転用許可を得ずに農業用倉庫を設置し、住宅敷地として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

3 番、筑西市樋口、樋口字本郷、畑、宅地、391 m²、農家住宅。

申請地は、真岡鐵道ひぐち駅の北東側約 277m、国道 294 号線の東側約 484m に位置する、300m以内に鉄道駅のある第 3 種農地です。申請者は、過去に農業用倉庫を設置しましたが、農地部分に越境していることが判明したため、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

4 番、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字壺盃館、畑、宅地、737 m²、農業用作業場。

申請地は、県道明野間々田線の南側約 617m、筑西市立関城東小学校の南西側約 866mに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は、転用許可を得ずに農業用倉庫を設置し、利用してきたことが判明したため、是正すべく申請するものです。なお始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 2 番よりお願いします。

小野田
勝男
委 員

22 番、小野田です。

この案件はですね、築 40 年は経っている建物を壊して、所謂若い人たちが新築するというような案件でございまして、測量をしたところ畑にかかってしまっている所があったため、今回の申請になったそうです。始末書が添付されているということで、明野地区の委員全員で現地も見てまいりましたが、許可相当であるのではないかと皆の意見でございました。皆様方の更なるご審議をよろしくお願いします。

議 長

3 番をお願いします。

坂入進
委 員

24 番、坂入です。

7 月 29 日、書類審査及び現地確認を行いました。なお後日、申請人に電話確認をいたしまして、是正による申請、始末書も添付されておりました。特に問題はなく許可相当と思われませんが、更なる皆様方の審議の程をよろしくお願

します。

議 長

4 番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎です。

7 月 29 日、書類審査及び現地調査を行いました。現地の状態は宅地でありまして、申請者のおじいちゃんの代の時にこの農業用倉庫を建てたようでして、もう 30 年位は経っているかと、私も近くなので以前から見っていますが。本人の所に行って確認もしてきましたが、そのような状態になっております。自己住宅を取得するのに申請をする過程で、本人も気づかず畑であったということで、この申請に至った次第だそうです。許可相当かと思われそうですが、皆様の更なるご審議をお願いします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 29 号を採決いたします。

議案第 29 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 29 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 30 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 3 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番は保留となります。

番号 2 番、譲受人:坂東市沓掛、譲渡人:筑西市伊讚美、申請土地の表示:伊讚美字中原、台帳地目:田、現況地目:田、面積:27 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積:481 m²、契約内容:売買、転用目的:自己住宅。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の北北西側約 566m、筑西市立下館西中学校の南西側約 305mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、市外の借家にて妻と子の 3 人で生活しております。申請地は妻の実家に近く利便性がよく、子の成長に伴い手狭であることから、住宅を建築するものです。

3 番、筑西市樋口、筑西市樋口、樋口字峯松、畑、畑、459 m²、使用貸借、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道真岡線 久下田駅の南側約 940m、国道 294 号線の東側約 715mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、市内に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

4 番、つくば市松代二丁目、筑西市辻、辻字新地、畑、畑、1,171 m²、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線 黒子駅の北北西側約 450m、県道谷和原筑西線の西側約 300mに位置する、鉄道の駅から 500m以内の第 2 種農地です。申請者は、つくば市に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

5 番、千葉県松戸市稔台七丁目、筑西市辻、辻字新地、畑、畑、1,259 m²、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線 黒子駅の北北西側約 500m、県道谷和原筑西線の西側約 335mに位置する、鉄道の駅から 500m以内の第 2 種農地です。申請者は、千葉県松戸市に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

6 番、筑西市倉持、筑西市倉持、倉持字前畑、畑、宅地、147m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道赤浜上大島線の北側約 1 km、県道つくば真岡線の東側約 372 mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、実家にて妻と子の 4 人で生活しております。子の成長に伴い手狭であることから、実家に隣接する土地に住宅を建築するものです。なお、始末書が添付されております。

番号 7 番及び 8 番は保留となります。

9 番、筑西市下野殿、筑西市下野殿、下野殿字西原、畑、畑、1,199 m²の内 120 m²、賃貸借。譲渡人がもう一人おります。筑西市布川、下野殿字西原、畑、畑、2,019 m²の内 60 m²、合計 2 筆、合計面積 180 m²、賃貸借、駐車場(一時転用)、許可日から令和 3 年 8 月 20 日まで。

申請地は、関東鉄道常総線 大田郷駅の南東側約 1.2km、県道谷和原筑西線の西側約 300mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は新盆を迎えるにあたり、自宅敷地のみでは手狭なこ

とから、一時的な来訪者のための駐車場を設けるべく申請するものです。

10番、筑西市樋口、筑西市樋口、樋口字本郷、畑、畑、355㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、真岡鐵道真岡線 樋口駅の北東側約274m、国道294号線の東側約490mに位置する、300m以内に鉄道の駅を存する第3種農地です。申請者は現在、実家にて妻と子の3人で同居しております。子の成長に伴い手狭であることから、実家に隣接する土地に住宅を建築するものです。なお、始末書が添付されております。

11番、筑西市中館、筑西市中館、中館字狭間下、田、田、348㎡、贈与、駐車場。

申請地は、真岡鐵道真岡線 折本駅の南南東側約310m、国道294号線の東側約55mに位置する、鉄道の駅から500m以内の第2種農地です。申請者は市内に本店を置く金属加工業等を営む法人です。今般、既存の駐車場では通勤車両及び大型車を置くスペースが不足しており手狭であることから、新たな従業員のための駐車場を設けるべく申請するものです。

12番、筑西市甲、筑西市向上野、向上野字滝ノ上、畑、畑、174㎡、売買。

譲渡人がもう一人おります。筑西市向上野、向上野字滝ノ上、畑、畑、263㎡、合計2筆、合計面積437㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、筑西市立上野小学校の南南東側約1.1km、県道つくば真岡線の西側約1.3kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて妻と子の3人で生活しております。子の成長に伴い手狭であることから、実家に隣接する土地に住宅を建築するものです。

13番、筑西市藤ヶ谷、筑西市犬塚、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、991㎡、売買、貸駐車場。

申請地は、筑西市立関城中学校の北東側約470m、県道明野間々田線の北側約700mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は市内に本店を置く運送業を営む法人です。今般、業績が安定しており、既存の置場では手狭であることから、新たな貸駐車場を設けるべく申請するものです。

14番、筑西市江、筑西市江、江字新宮、山林、畑、677㎡、賃貸借、資材置場。

申請地は、県道筑西三和線の南側約820m、県道結城下妻線の南西側約850mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、市内に本店を置く金属加工業を営む法人です。今般、業績が安定しており、既存の置場では手狭であることから、新たな資材置場を設けるべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

15番、東京都新宿区中落合2丁目、筑西市辻、辻字金塚、畑、畑、426㎡、売買。譲渡人がもう一人おります。筑西市辻、辻字金塚、畑、畑、1,020㎡、合計2筆、合計面積1,446㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鐵道常総線 黒子駅の北西側約345m、県道谷和原筑西線の西側

約 425mに位置する、鉄道の駅から 500m 以内の第 2 種農地です。申請者は、土地の有効活用及び将来の収益を考え、太陽光発電設備の設置を検討しております。太陽光発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

次のページをお願いします。

16 番、東京都板橋区中台二丁目、筑西市木戸、木戸字宮本、畑、畑、487 m²、売買。譲渡人がもう一人おります。筑西市木戸、木戸字宮本、畑、畑、500 m²、合計 2 筆、合計面積 987 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線 黒子駅の南側約 420m、県道谷和原筑西線の西側約 150mに位置する、鉄道の駅から 500m 以内の第 2 種農地です。申請者は、土地の有効活用及び将来の収益を考え、太陽光発電設備の設置を検討しております。太陽光発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

17 番、東京都板橋区中台二丁目、筑西市木戸、木戸字宮本、畑、畑、1,128 m²、売買、太陽光発電設備。申請地は、関東鉄道常総線 黒子駅の南南東側約 499 m、県道谷和原筑西線の西側約 58mに位置する、鉄道の駅から 500m 以内の第 2 種農地です。申請者は、土地の有効活用及び将来の収益を考え、太陽光発電設備の設置を検討しております。太陽光発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

18 番、東京都大田区北馬込二丁目、筑西市木戸、梶内字木戸東、畑、畑、734 m²、売買。譲渡人がもう一人おります。筑西市木戸、梶内字木戸東、畑、畑、645 m²、合計 2 筆、合計面積 1,379 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線 黒子駅の南側約 785m、県道谷和原筑西線の西側約 63mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、東京都大田区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

19 番、東京都板橋区中台二丁目、筑西市木戸、辻字金塚、畑、畑、440 m²、売買。譲渡人がもう一人おります。筑西市辻、辻字金塚、畑、畑、414 m²、合計 2 筆、合計面積 854 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線 黒子駅の北西側約 335m、県道谷和原筑西線の西側約 415mに位置する、鉄道の駅から 500m 以内の第 2 種農地です。

申請者は、土地の有効活用及び将来の収益を考え、太陽光発電設備の設置を検討しております。太陽光発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

20 番、東京都大田区北馬込二丁目、筑西市板橋、板橋字塚回、畑、畑、1,054 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道明野間々田線の北側約 65m、筑西市関城支所の南東側約 662 mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、東京都大田区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保

すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

21 番、東京都大田区北馬込二丁目、筑西市木戸、木戸字宮本、畑、畑、743 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,219 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線 黒子駅の南側約425m、県道谷和原筑西線の西側約150mに位置する、鉄道の駅から500m以内の第2種農地です。申請者は、東京都大田区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

22 番、筑西市関本下、筑西市関本下、関本中字白倉、田、畑、382 m²、売買譲渡人がもう一人おります。筑西市関本中、関本下字白倉、田、畑、724 m²、合計2筆、合計面積1,106 m²、売買、資材置場。

申請地は、県道結城下妻線沿い、筑西三和線の南東側約116mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内に本店を置く土木建築業を営む法人です。既存の置場は住宅街にあるため、粉塵及び騒音等で苦情が出ており、また、今般の事業拡大に伴い、既存の置場では手狭であることから、新たな資材置場を設けるべく申請するものです。

番号23番は保留となります。

番号24番から29番までは関連案件となりますので一括で説明いたします。

24 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字薄内、田、田、2,152 m²の内17.55 m²、地上権設定、営農型太陽光発電設備、許可日から10年。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北側約960m、県道つくば真岡線の西側約274mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

25 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、栃木県宇都宮市宝木町1丁目、小栗字出口、畑、畑、1,090 m²の内13.55 m²、地上権設定。譲渡人がもう一人おります。筑西市小栗、小栗字出口、畑、畑、261 m²の内2.4 m²、合計2筆、合計面積15.95 m²、地上権設定、営農型太陽光発電設備、許可日から10年。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北側約960m、県道つくば真岡線の西側約260mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

次のページをお願いします。

26 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、805 m²の内17.55 m²、地上権設定、営農型太陽光発電設備、許可日から10年。

申請地は、県道つくば真岡線沿い、筑西市立小栗小学校の北北東側約1.1mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

27 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、1,969 m²の内17.55 m²、地上権設定、営農型太陽光発電設備、許可日から10年。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北側約1.15m、県道つくば真岡線の西側約118mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

28 番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字堀込、畑、畑、1,334 m²の内17.55 m²、地上権設定、営農型太陽光発電設備、許可日から10年。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北北東側約790m、県道つくば真岡線の西側約30mに位置する、農振農用地区域内の農地です。

29番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字次郎丸、畑、畑、945㎡の内12.75㎡、外1筆、合計2筆、合計面積17.55㎡、地上権設定、営農型太陽光発電設備、許可日から10年。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北北東側約320m、県道つくば真岡線の西側約101mに位置する、農振農用地区域内の農地です。申請者は、東京都荒川区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。荒地を解消し、営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。なお、原木シイタケを作付けする計画となっております。番号24番から29番までの申請理由及び内容につきましては同一となります。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

宮山繁治
委員

16番、宮山です。
5条の2番、売買の件についてご報告いたします。7月29日に現地、書類を確認しておりますが、また即日に買受人、譲渡人の両方に本人確認しております。買受人については、自己住宅建設ということで購入するというようなことで聞いております。譲渡人につきましては、本人は病氣療養中でありまして、今、従農から、農業から離れておりますが、妻がかなり詳しく知っておりまして、代理権を授与されているものかと感じております。現地についてはもう耕作はしておりませんので、また住宅敷地としても適切であると考えております。許可相当かと思われませんが、更なるご審議をお願い申し上げます。以上です。

議長

3番をお願いします。

坂入進
委員

24番、坂入です。
3番と10番についてご報告いたします。7月29日に書類審査及び現地確認を行いました。なお、双方とも後日、電話による確認をいたしました。3番につきましては、電話確認が先週の金曜日までかかりまして、なかなか双方とも、受人と渡人両方とも電話がなかなか通じなくて困りましたが、何とか確認をいたしました。現地の周りは、ほとんど太陽光発電が立ち並んで、太陽光村と言われているような所でございます。転用目的も太陽光発電設備となっております。10番におかれましては、第4条でもありましたが、受入、渡人は親子関係でありまして、新宅というようなかたちの自己住宅でございます。2件共、特に問題はないと思われませんが、更なる皆様方の審議の程をお願いいたします。

議長

はい。
信田さん、少し聞きづらいのでマイクのボリュームを上げてもらいたいのですが。

信田主事

結構上げていまして、最大位にしていまして。

坂入進
委 員 マスクしているからね。

信田主事 これ以上 上げるとハウリングしてしまうのでちょっと。

坂入進
委 員 只今、テスト中。

信田主事 発言の際は、マイクを近づけていただいて。

齊藤一弥
委 員 皆、活舌が悪いんですよ。

議 長 発言する際は、マイクを近づけてお話ししてください。本日は、少し聞きづ
らいものですから。お願いします。

議 長 4 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員 13 番、齊藤です。声の大きさ、大丈夫ですか。

議 長 はい、大丈夫です。

齊藤一弥
委 員 4 番、5 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番、21 番、少し多いものだから、ごちゃごちゃしてしまいますが、すみません。申請案件が多かったもの
ですから、現地で書類審査をしながら事務局の説明を受け、現地調査を行いました。全ての案件の譲渡人、賃貸人は、自分では耕作しておりません。4 番から
報告します。4 番と 15 番が同じ譲渡人又はもう 1 名の方なのですが、確認をしたところ、この太陽光発電の会社からのお誘いを受けて賃貸借並びに売買にな
ったそうです。15 番の譲受人は、電話をしたのですが電話に出ませんでした。
5 番は、4 番の譲渡人の奥さんでして、名義が奥さんになっていたので別口の
申請案件となっております。16 番と 17 番が同じ譲受人です。譲渡人、16 番の
下段の方は電話に出ませんでした。その他の方は電話に出て、やはり会社、
太陽光会社からのお誘いでこの申請案件になったそうです。18 番と 21 番が同じ
譲受人です。この譲受人に電話をしましたところ、確認がとれて太陽光設備に
するということです。また 18 番の下段の方には電話連絡したのですが、確認が
とれませんでした。19 番が 17 番と同じ申請人です。この方には 3 名にとも確認
がとれました。18 番と 21 番が同じ会社でして、21 番の譲渡人には電話連絡が
とれませんでした。電話連絡とれなかった方々に電話したところ、電話の音声
が振り込め詐欺対策モードになっておりまして、農業委員会の誰々ですと名前

を告げたんですが、電話はお出になりませんでした。以上の案件なのですが、事務局説明のとおり、鉄道の駅から500m以内の第2種農地ですので、許可要件に合致しているため許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしく願います。長くなりました。

小野田
勝男
委 員

大変でした。

議 長

6番をお願いします。

小野田
勝男
委 員

22番、小野田が説明します。

この申請案件はですね、先程 皆さんにもご審議をお願いした4条でも出ておりまして、始末書添付で、今回5条の方も許可相当というようなことで、我々明野地区委員全員で現地を見ましたので、お願いしたいと思います。更なるご審議をよろしく願います。他に12番もございますので、続けてご報告させていただきます。12番の申請案件は、渡人さんが2人おりまして、売買の案件の渡人さんは近所の方であり、面積が足りないので譲ってほしいとお願いされて売買に至ったと電話で確認しました。また受人さんと親子関係にある贈与は、問題がないということで、許可相当であると委員皆で納得した案件であります。よろしく願います。以上です。

議 長

9番をお願いします。

高島敏男
委 員

21番、高島です。

9番は一時転用の案件ですが、受人の家は畑の中にあるんですね。宅地として。今回、新盆があるということで、駐車場がまったくないんです。そのような訳で、宅地の周りの畑を借りまして、駐車場にすると。その駐車場なのですが、とりあえず鉄板を2、3枚ずつ敷いて、それを2か所に設けまして、約20日位の転用ということですので然程問題ないということで私たち調査をした委員は判断しました。更なる皆様のご審議の程をよろしく願います。以上です。

議 長

11番をお願いします。

永井尚子
委 員

19番、永井がご報告させていただきます。

7月27日、書類審査、現地調査を行いました。その後、両者に電話で確認をしたところ、この申請に間違いはないということでございました。許可相当と判断いたしますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

13番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎です。

13 番と 20 番をご報告いたします。7 月 29 日に書類審査及び現地調査を行いました。まず 13 番は、申請人に電話連絡をしましたが、譲受人は、現在運送業を営んでおり、自宅の隣の土地を取得して駐車場にするということです。会社の運送業に貸し付けるということで伺っております。譲渡人は農地は持っておりますが、今までも他の人に貸し付けており、耕作はしておりません。そのような状況でございます。次に 20 番ですが、双方に確認をしましたところ、太陽光発電設備を造るということで、譲受人、譲渡人共に問題はないと思われます。以上のことで、この申請は許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

14 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

14 番と 22 番を報告いたします。まず始めに 14 番ですが、譲渡人、譲受人、土地の申請表示の地番、見てもらえば分かるように繋ぎなんですよね。譲受人は製作会社を営んでいて、その脇に申請地があって、その脇が譲渡人の住まいということで、譲渡人の方から空地というか申請地を譲受人の方に利用してもらいたいという要望があり、譲受人が資材置場が必要なので丁度いいということで今回の申請になりました。次に 22 番ですが、譲受人は地元で建設会社をしている会社なのですが、事業が順調なために資材置場が手狭になり探していたそうです。譲渡人 2 人の申請地もやはり地続きの土地なんですよね。2 人名義ではあるのですが、丁度よい所を、県道沿いでもあるし、ここがいいだろうということで、今回の申請になりました。両方共に、申請書に間違いのないことをご報告申し上げます。よろしくをお願いします。

議 長

24 番をお願いします。

秋山員宏
委 員

10 番、秋山です。

24 番から 29 番まで報告をいたします。30 日に書類確認をいたしました。受人は営農型の太陽光発電施設を造るとのことです。その太陽光発電の下では、原木しいたけを栽培するということでもあります。また渡人に関しましては、先程 3 条の方で話したとおりであります。許可相当かと思われますが、皆様の更なるご審議の程をよろしくをお願いします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 30 号を採決いたします。

議案第 30 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 30 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 31 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 31 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 3 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人:筑西市中根、申請土地の表示:中根字台、台帳地目:畑、現況地目:宅地、面積:187m²、現況:住宅敷地。

申請地は、県道筑西つくば線の南西側約 210m、筑西市明野支所の南東側約 2 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

2 番、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字篠山、山林、山林、2,557 m²、山林。

申請地は、県道明野間々田線の南側約 150m、筑西市立関城中学校の南東側約 505m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

小野田
勝男
委 員

22 番、小野田が報告します。

この非農地証明の案件はですね、やはり委員全員で現地を確認に行っていました。住宅が畑の中にぽつんとあるのですが、平成 10 年頃には航空写真で物置か何かがあったことが確認でき、その部分が所謂非農地であるということで、今回申請を行ったそうであります。住宅には今は住んでおらず、今後売りたい考えがあるような案件でございました。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

宮崎亨
委員

14 番、宮崎です。

7 月 29 日に書類審査及び現地調査をしました。願出書によれば、平成 10 年頃より山林の状態であったということではありますが、現況も同じ状態でありませぬ。願出書の実事が確認できる状態ですので、非農地の証明は可能かと思われませぬが、皆様の更なるご審議をお願いします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 31 号を採決いたします。

議案第 31 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 31 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 32 号「買受適格証明願（3 条）について」を上程いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第 32 号、買受適格証明願（3 条）について、令和 3 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：1 番、申請人：筑西市小栗、申請土地の表示：小栗字東御前、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：988 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,065 m²、競売（公売）の入札期間：令和 3 年 9 月 30 日から令和 3 年 10 月 7 日まで、願出人の経営面積：726 a、従農者数：2（2）、公売。

提案理由。競売(公売)に参加するにあたり、農地法第 3 条の規定による権利の取得者として不適格でないことの証明を行うものである。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、3 条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可できるものとする。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 32 号を採決いたします。

議案第 32 号は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 32 号は原案どおり、買受適格証明（3 条）を発行することに、決しました。

次に、議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、3 番議席 栗島和子委員、9 番議席 國府田委員、13 番議席 齊藤一弥委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥をお願いします。

午後 2 時 58 分 除斥

議案について、事務局より説明願います。

事務局長

高島補佐より説明いたします。

高島補佐

議案第 33 号、議案書 20 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和 3 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

農用地利用集積計画、総括表について説明いたします。契約開始日が令和 3 年 10 月 1 日となります。現況地目は田、畑です。設定区分ごとに合計を朗読いたします。はじめに、新規分につきまして説明いたします。3 年未満、契約件数 3 件、筆数 3 筆、面積 4,041 m²。3 年以上 6 年未満、契約件数 27 件、筆数 57 筆、面積 83,922 m²。6 年以上 10 年未満、契約件数 1 件、筆数 1 筆、面積 3,985 m²。10 年以上、契約件数 44 件、筆数 129 筆、面積 226,706 m²。新規の合計は、契約件数 75 件、筆数 190 筆、面積 318,654 m²となっております。次に更新分になります。3 年未満、契約件数 3 件、筆数 4 筆、面積 6,817 m²。3 年以上 6 年未満、契約件数 80 件、筆数 201 筆、面積 422,412 m²。6 年以上 10 年未満、契約件数 15 件、筆数 36 筆、面積 43,170 m²。10 年以上、契約件数 59 件、筆数 122 筆、面積 238,900 m²。更新の合計が契約件数 157 件、筆数 363 筆、面積 711,299 m²。総合計は、契約件数 232 件、筆数 553 筆、面積 1,029,953 m²となっております。移転については 0 件です。詳細につきましては、22 ページから 55 ページ

となっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここでご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 33 号を採決いたします。

議案第 33 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 33 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、3 番議席 栗島和子委員、9 番議席 國府田委員、13 番議席 齊藤一弥委員の除斥を解きます。

午後 3 時 3 分 解除

次に、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐より説明いたします。

議案第 34 号、議案書 56 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和 3 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 3 年 10 月 1 日となります。現況地目は田、畑で 10 年以上のみとなります。はじめに、新規分につきまして。契約件数 36 件、筆数 99 筆、面積 182,981 m²。次に更新分になります。契約件数 2 件、筆数 4 筆、面積 7,433 m²。総合計は、契約件数 38 件、筆数 103 筆、面積 190,414 m²となっております。詳細につきましては、58 ページから 64 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 34 号を採決いたします。

議案第 34 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 34 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

次に、議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

なお、13 番議席 齊藤一弥委員は、関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 3 時 8 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

局長

高島補佐

高島補佐と農政課野口補佐より説明いたします。

議案第 35 号、議案書 65 ページをお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、令和 3 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。内容につきまして、農政課よりお願いします。

野口補佐

農政課の野口と申します。よろしく願いいたします。議案第 35 号について説明させていただきます。67 ページにあります農用地利用配分計画（案）の総括表をご覧ください。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用配分計画の（案）を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した貸付に関しましては令和 3 年 10 月 1 日から 11 月 1 日が契約開始日でございます。現況地目は田、畑となっておりますが、合計のみ朗読させていただきます。3 年以上 6 年未満の契約につきましては、件数 2 件、筆数 6

筆、面積 6,014 ㎡。6 年以上 10 年未満の契約につきましては、件数 1 件、筆数 2 筆、面積 1,016 ㎡。10 年以上の契約につきましては、件数 38 件、筆数 103 筆、面積 190,414 ㎡。よって合計は、契約件 41 件、筆数 111 筆、面積 197,444 ㎡でございます。次ページの 68 ページから 75 ページが明細となります。詳細の読上げは省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 35 号を採決いたします。
議案第 35 号は、原案どおり農用地利用配分計画（案）に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 35 号は原案どおり、農用地利用配分計画（案）に対する同意書を発行することに、決しました。

ここで、13 番議席 齊藤一弥委員の除斥を解きます。

午後 3 時 12 分 解除

次に、議案第 36 号「令和 4 年度国・県農業施策に対する要望報告書について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 高島補佐より説明いたします。
高島補佐 議案第 36 号、議案書 76 ページをお願いします。令和 4 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について、令和 3 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。別紙の令和 4 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書をご覧くださいようお願いいたします。

令和 4 年度 国 県 市町村農業施策に対する要望につきまして、いろいろとご意見、ご要望をいただきありがとうございました。この報告書につきましては皆様からいただいたご意見、ご要望を事務局で集約、整理し県に提出することになっております。そのようなことから同じ内容のご意見については、整理してまとめさせていただいております。できる限り趣旨が変わらないようにい

たしましたが、ご提出いただいた文章からは変わっている場合もございますので、ご了承いただければと思います。それでは、朗読説明させていただきます。まず県への要望事項でございます。農地の保全と有効利用対策につきまして。遊休農地・耕作放棄地を解消した場合の助成金の復活を要望する。こちらは、農地の保全のための理由でございます。続きまして、中間管理事業の周知をより一層図ること。耕作できなくなった農地を担い手に引き受けてもらえないことがあり、担い手等の中間管理事業への理解が進んでないと思われるため。麦はえん麦（カラス麦）がはびこって収穫不能になってしまうので、野菜など他の作物と交互に作付けする必要があり中間管理事業の活用を要望する。どの様な優良農地であっても米麦以外は連作障害が出るため。耕作条件の悪い農地への対策が課題となっていることから、圃場整備を含めた農地の保全対策を行うこと。大型機械が入りづらいなど条件の悪い農地は借り手が見つからず、中間管理機構の利用もできないことから集積、集約化につながらないため。農道の整備や補修作業を早急に行うこと。農作業中や、一般の通行者の事故を防ぐため。続きまして、担い手・経営対策。農業用ビニール・農業用ポリエチレンの回収やリサイクル等の補助金の増額。農家の経費負担の軽減のため。経営所得安定対策と軌道に乗るまでの営農指導の強化を要望する。生産から販売までを指導し、安定した収入を得、生活できるまでの軌道に乗せて離農・挫折をさせないようにするため。続きまして、基本農政の確立対策。食料自給率及び自給力の向上を目指し、地域の自主性と創意工夫を活かした生産振興を図ること。生産の基盤となる農地、担い手の技術向上を図るため。茨城の農畜産物の安全、安心をアピールし、消費者の信頼を得るため、適正な農薬使用管理やGAP、トレーサビリティなどをより一層推進すること。茨城の農畜産物の付加価値を増大させるため。茨城県は農畜産物生産高が非常に高い県であり、大都市近郊で流通状況もよい。他国への輸出拡大により農業所得向上を図ること。茨城県は農業生産増大の条件に恵まれており、県の経済発展、人口増加に寄与できるため。学校給食に地場産の材料100%の提供を目指すこと。給食利用により、食料自給率における国産消費の指標となるため。続きまして、国への要望事項でございます。共同作業が各地で行われる季節になり、農地の集約化が進展し、耕作者が減少・集落内にある農道管理と土手、用排水の草刈りなど農地維持管理は重要で、そのために多くの労力が必要です。耕作者が減少し、今は農地所有者の義務として理解を得て協力をいただいておりますが、実際は限られた人数で活動せざるを得ないのが現状です。この精神が今後も引き継がれるかはわかりませんが、既存活動組織に支援をお願いしたい。優良農地を確保するため。大規模農業と同時に、国連で決議された「家族農業の10年で」という小農家を大切にすること。大規模化、特に田の場合苗づくりが何千枚の箱となると困難なので直まきに行っているところが増えつつあるが2～3年するとヒエがはびこり稲かヒエの田んぼかが分からなくなってしまう等の問題があり、大規模化も限界にきている為。県産品の農産物の旬のPR活動や、宣伝広告に対する助成を要望する。我が県で作られた農産物で、特産品になっているが、世間に周知されていない現状を打開して有利販売につなげる為。後継者が農業を継ぐ場合、

新規就農者のような、助成金、規模拡大資金等の補助制度を要望する。継ぐ前年の売上と継いでからの売上が同じでは、経営的に難しくなり、後継者が一人就農することによる売上の増加を図る為。政府は食糧自給率向上政策を急ぐこと。日本の自給率 37%は、先進国の中でも異常に低い。新型コロナウイルスの影響、異常気象などの要因で食糧難が危惧されているため。国内の農業生産の増大を図ることが基本であり、生活環境と調和した農業の推進を図り、国民に安定供給をすることで食料自給率の向上を目指すこと。食と農の重要性を広く国民に訴えるために学校教育として取り入れる。農産物の輸入自由化が進み、外国からの輸入が増えることで不測の事態がいつ起こってもおかしくない危機的状况を改善するため。以上のような内容となっております。この要望報告書については、本日議決が得られましたら、県農業会議に提出いたします。県農業会議は県内の各農業委員会から提出された要望・意見等に加え、農業経営者組織や農業関係団体からの意見を整理し、専門委員会で検討したのち、国へ提出されることとなっております。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18 番、栗島です。

先月 7 月 9 日、午後 1 時 10 分より農政企画審議会を開催し、議案第 36 号の令和 4 年度国・県農業施策に対する要望報告書について協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告申し上げます。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 36 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 36 号を採決いたします。

議案第 36 号は、原案どおり、「令和 4 年度国・県農業施策に対する要望報告書について」異議ないものとして提出することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 36 号は原案どおり、「令和 4 年度国・県農業施策に対する要望報告書について」異議ないものとして提出することに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 19 号から第 20 号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

菊地課長より、説明いたします。

報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和3年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。事務所1件、自己住宅6件、共同住宅1件、宅地分譲1件、貸店舗及び駐車場1件、合計10件です。

つづきまして報告第20号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和3年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。農地中間管理事業による解約3件を含む合計12件です。以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和3年度第5回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和3年8月10日

議 長

署名委員

署名委員